

令和元年6月理事会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月24日（月） 15時00分 ～ 16時55分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 三 好 昌 武 |
| 公 益 代 表 理 事 | 清 谷 哲 朗 |
| 同 | 築 瀬 博 章 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 高 橋 直 人 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 鈴 木 茂 明 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 木 暮 弘 |
| 同 | 木 村 敬 一 |
| 同 | 吉 田 直 浩 |
| 同 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 中 川 俊 男 |
| 同 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 牧 野 利 彦 |
| 公 益 代 表 監 事 | 木 内 充 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 内 田 好 宣 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 助 川 正 博 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事
- (1) 役員の選任（案）
 - (2) 顧問の選任（案）
 - (3) 平成30事業年度事業状況及び決算（案）
 - ア 一般会計
 - イ 社会保障・税番号制度会計
 - ウ 後期高齢者医療特別会計等
 - (4) 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更（案）

2 報告事項

- (1) 本部監事監査結果報告
- (2) 千葉支部監事監査結果報告
- (3) 令和元年6月審査委員改選の状況
- (4) 平成30年度診療報酬等確定状況（平成30年4月診療分～平成31年3月診療分）
- (5) 平成30年度の審査状況（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）
- (6) 平成30年度特別審査委員会の取扱状況（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）

3 定例報告

- (1) 令和元年6月審査分の特別審査委員会取扱状況
- (2) 令和元年5月理事会議事録の公表

4 その他

6月期末手当及び勤勉手当

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

議事録署名者として長尾理事、松本吉郎理事にお願いする。

本日の理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、現時点で14名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

議事(1)「役員を選任（案）」についてお諮りする。

今般、診療担当者代表の牧野利彦理事から退任したい旨、申し出があったので、支払基金法第10条第4項の規定に基づき所属団体に推薦を求めたところ、診療担当者代表の理事として日本歯科医師会副会長の遠藤秀樹氏が推薦された。

役員を選任については、支払基金定款第6条第2項において、「理事会で選任する。」となっているので、この規定に基づき、遠藤氏を理事に選任することとしてよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、理事に選任することとする。

なお、役員の選任については、厚生労働大臣の認可が必要となるので、認可申請することとする。

また、遠藤氏の任期については、支払基金定款第7条第1項において「補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっているので、令和2年8月26日までとなる。

次に、議事(2)「顧問の選任（案）」についてお諮りする。

助川顧問の任期が、この6月30日をもって満了となる。

については、助川正博氏の再任を提案させていただく。

顧問の選任については、支払基金定款第14条第2項において、「理事会の議決を経て理事長がこれを行う。」と規定されているので、この規定に基づき、助川氏を顧問として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、7月1日付けで顧問に選任することとする。

また、支払基金定款第14条第3項において「理事長の指定する者を常任顧問とする。」と規定されていることから、同氏を常任顧問として指定することとする。

次に、議事(3)「平成30事業年度事業状況及び決算（案）」の「ア 一般会計」の事業状況及び一般会計の決算、「イ 社会保障・税番号制度会計」、「ウ 後期高齢者医療特別会計等」についてお諮りする。

なお、事務局から各会計の説明をした後、報告事項(1)「本部監事監査結果報告」について公益代表監事から報告を行い、その後、一括して質疑・意見等をお伺いすることとする。

-----事務局から資料説明-----

一般会計に係る平成30事業年度事業状況を報告の上、一般会計（事業費勘定、事務費勘定、高齢者医療制度円滑導入勘定、社会保障・税番号制度勘定）について、損益計算書、貸借対照表、収入支出内訳及び収入支出予算と決算内訳を説明。

その後、社会保障・税番号制度会計に係る事業状況を報告の上、社会保障・税番号制度会計（社会保障・税番号制度準備勘定、社会保障・税番号制度共済準備勘定）について、損益計算書、貸借対照表、収入支出内訳及び収入支出予算と決算内訳を説明。

引き続き、後期高齢者医療特別会計（事業費勘定、事務費勘定）及び前期高齢者特別会計（事業費勘定、事務費勘定）について、損益計算書、貸借対照表、収入支出予算と決算内訳及び収入支出内訳を説明。

(公益代表監事)

それでは、報告事項ではあるが決算に関連するため、本部監事監査結果の報告をさせていただきます。

スライド66ページであるが、6月10日、13日に本部監事監査を実施した。

今、説明があった決算に関する監査については、詳細は資料No.11-1に記載しているが、一般会計の他、各会計の事業状況報告書は、法令及び定款に従い、社会保険診療報酬支払基金の状況を正しく示しているものと認められる。

2点目として、各会計における財産目録、財務諸表及び附属明細書は、規程等に従い適正に処理されているものと認められる。

3点目として、監査法人の監査方法及び結果は相当であると認められる。資料No.11-2として監査法人トーマツからの報告書を添付している。

次に、スライド67ページであるが、業務に関する監査も併せて実施したので、その結果を3点報告させていただきます。

1点目は各部室とも、支払基金改革の各項目を含めて課題設定を行い、工程管理をしながら取り組んでいることを確認した。

それから、2点目は様々な改革をやり遂げるために、また、業務をシンプルにしていくことがリスクの軽減につながるということも認識して、支部を含めた既存業務の効率化・標準化を更に進めてもらいたいということ。

また、3点目として介護納付金に係る基礎数値誤りも踏まえ、リスク管理を含めた内部統制の態勢整備を進めているが、これが実効あるものとなるよう組織をあげて取り組んでいただきたいという3点である。

(理事長)

ただいま、平成30事業年度の事業状況及び決算案の一般会計、社会保障・税番号制度会計及び後期高齢者医療、前期高齢者の特別会計についてご報告し、また、それに関する本部監査の中で行われた決算に関する監査結果についても、今、公益代表監事から報告したところである。

それでは、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

スライド9ページの返戻査定理由に関して、非常に診療担当者の神経を逆なでするような表現は改めるべきだということを、以前、支払基金に言わせていただいた。これは改定時のシステム改修をする時に同時にやらないといけないということで、当然、平成28年改定で改めていると思っていたところ、診療担当者から変わっていないと指摘された。当然、また言わせていただいたが、平成30年改定においても、まだ改まっていない。この改まっていないのは、私自身が確認をしている。

スライド23、24ページで調達不調によってシステム刷新経費が少なかったとあるが、これでシステム変更を支障が出たのか。その辺りの理由と変更するとしたら、いつするのかお答え願いたい。

(事務局)

最初に、いつからかというお話については、システム改修が必要であり、また、国保中央会との調整も併せて実施をしているので、今年度中に措置をして、来年度当初に実施できるように、今、検討を進めているところである。

過去、2度の改定の時に、見過ごされていたということに関しては、申し訳ないことであり、経緯としては恐らく費用の面というか、システム刷新経費等のこともあったのではないかと推察する。

(診療担当者代表理事)

措置をするというお答えなので、それで満足しなければならないと思うのだが、経緯がよく分からないというのはどういうことなのか。担当部長が転勤で交代したからなのか。

(事務局)

経緯の確認はとれていない状況である。

(診療担当者代表理事)

スライド11ページであるが、平成30年度に実施した支部組織の集約化の総括はいつ出てくるのか。

(事務局)

実証テストを実施し、12月時点で取りまとめたアンケートの残りの内容についてのご質問かと思う。これについては、アンケートの回収は既に終わっており、整理は事務的には大体できてきているところではあるが、その後、審査結果の状況等も踏まえて整理をしているところである。それも含めて、夏の間には何とか整理してご報告できればという前提で、今、作業を進めている。

(診療担当者代表理事)

また総括をして、議論を進めるという理解でよろしいか。

(理事長)

その件については、12月にそれまでに取りまとめた状況をご報告し、そ

の内容で一応、厚生労働省にも報告を行って、今年の2月15日に健康保険法等の改正法案が国会に提出され、5月15日に成立している。

今後、実証テストの結果を吟味し、細部については更に検討することとしている。その中で、審査委員と職員の連携についての問題点や紙レセプトが集約した支部と集約された側の支部との間で、何度もやり取りをしなければならないというような問題点が指摘されているので、今後、具体的な組織の見直しを検討するに当たっては、実証テストで明らかになった問題等について、十分に検討して対応していきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

これは正しい情報かどうか分からないのだが、3つ目の支部集約化事業の中で、かなり問題点というか、査定、返戻数が非常に高かったというような話も聞いているので、やはりどこに問題があったのかを出してもらい、ある程度議論しないといけないと思う。なぜ、このような問題が起きたのかということについて意見交換は必要だと思うので、その取り計らいだけはお願いします。

(理事長)

ご指摘のように査定等の状況についても確認することにしており、十分に検討して組織の見直し等に当たって、審査実績ができる限り落ちることのないように配慮して取組を進めていきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

この件については、12月の時点で最終報告というのはいかがなものかと申し上げた。これからまだ、保険者からの再審査請求などが出てくる訳で、その時点でいろいろな問題も出てくると思うので、中間報告にして欲しかった。もう最終報告として出したのであれば仕方ないのかもしれないが、その後、システム改修その他でもう一度検討していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

(理事長)

ご指摘の点については、返戻、再審査請求分を含めて、きちんと精査をして対応を検討していきたいと思う。

(保険者代表理事)

後期高齢者医療特別会計の事業費勘定の業務損失の所で、倒産があったとお話があったが、どのような意味なのか。健保組合であったのか。

(事務局)

今回、老人保健特別会計を承継した。老人保健特別会計では老健施設などを建てる時に、医療機関に補助金が出ていた。そういう医療機関が、例えば、事業を中止した際は、補助金を返してもらうことになっている。返してもらう金額が平成30年度に2,000万円発生したのだが、その中の一つの医療機関が破産をしてしまったので、回収の見込みが立たなくなったということを説明申し上げた。後期高齢者の支援金といったところの話とは全く関係なく、老人保健特別会計から引き継いだ、いわゆる老人保健拠出金事業というところの話である。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

スライド19ページの損益計算書で、使用料及び賃借料が6,000万円増えていて、職員の方が減っているにもかかわらず、宿舍借上料の増となっているのは、今回の支部集約の検証によるものなのか教えていただきたい。

(事務局)

現在、支払基金が保有している宿舍については、整理計画を立てて、ある程度処分しているところである。一方で、転勤者はむしろ増えてきている。そういう状況の中、借上宿舍を利用することになるので、この部分については、現在の保有宿舍が減って借上宿舍が増えているため、宿舍借上料の増となっている。

(被保険者代表理事)

それでは、今回の支部集約の検証に起因することではないということか。

(事務局)

そうである。これまでの整理計画の中で宿舍の処分を行ってきた。宿舍を自前で用意するか、借上を用意するかの差とさせていただいて差し支えない。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

他に無いようなので、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

それでは、原案のとおり決定させていただく。

ただいま議決いただいた財産目録及び事業状況報告書については、支払基金法第25条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告することとする。

なお、事業状況及び決算については、支払基金のホームページにも掲載するほか、各支部においても閲覧できるように備えておくこととしている。

次に、議事(4)「社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更(案)」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更(案)」について、概要、改正内容及び施行日(令和元年5月22日)を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

これは施行日が5月22日なので、恐らく今回は間に合わなかったのではないかと思うのだが、この変更に伴って三者同数でない支部が、47支部の中でもしあるのなら教えていただきたい。

(事務局)

今回については、法律は変わっているが、定款は変わっていないので、今の定款に基づいて委嘱をしており、三者同数で全て行っている。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

それでは、原案のとおり決定させていただく。

なお、定款変更については、支払基金法第4条第2項の規定に基づいて、厚生労働大臣に認可申請をすることとする。

続いて、報告事項(2)「千葉支部監事監査結果報告」について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

それでは、スライド69ページになるが、千葉支部の監事監査を5月31日に実施した。本年度最初の監査ということもあり、支部の状況について分かりやすく伝えられるよう、工夫した表現を使いたいと考えている。

監査講評としては3点である。

1点目は改善すべき点はあるものの、良く管理されており、職員が協力して自律的に改善が期待できるものとする。

2点目は庶務・経理関係で、大規模災害を想定した業務継続計画を支部として作成し、本年度は複数回の訓練も計画されており、積極的に取り組んでいることを確認した。

それから、軽微な改善点が幾つかあったので、改善する取組を進めてもらいたいということを指摘している。

具体的には、支払基金健保組合用の印章が廃止された際の記録不備、そして紙レセプトを廃棄する際の立会いができていなかったことが改善点として挙げられる。

3点目は業務・審査関係で、審査事務のPDCAサイクルについては、昨年より組織として重点課題に絞り込んで積極的に取り組んでおり、今後、結果の分析と、それを踏まえた対策を実行することにより、具体的な成果を期待したいことと、事故・誤処理の発生件数はやや多いのだが、前年度から原因究明と再発防止、そしてその実効性の検証まで遡って進めていることを確認しており、これらを進めることにより、事故・誤処理の減少、撲滅につなげてもらいたいということを伝えてきたところである。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(3)「令和元年6月審査委員改選の状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「令和元年6月審査委員改選の状況」について、審査委員の選任方法、委嘱状況及び医療顧問の採用状況を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

我々、診療担当者の委員も再任されることが多いのだが、70歳未満の方あるいは審査委員の経験が5期10年未満の方というようなただし書が書かれているにもかかわらず、ここにも記載されているように10年以上の方が45%いる。今回、このような方が再任された支部はどれ位あるのか。

(事務局)

支部数については、今、手元に数字はないのだが、先ほど理事からもご指摘があったように、医科で45%の方が10年以上の経験者ということで、ほぼ全支部にわたっているのではないかと思う。

(診療担当者代表理事)

全支部の中で、審査委員の最高齢者は何歳の方なのか。

経験10年以上が45%と言われたが、今回選ばれた中で、審査委員の経験年数が最長の方は何年なのか。

また、再任回数で最高は何回で、何支部の方なのか。

(事務局)

まず、最初の質問については83歳である。

(診療担当者代表理事)

どこの支部か。

(事務局)

広島支部である。

それから、5期10年の話で言うと、20期超えの方が兵庫支部におられる。

(診療担当者代表理事)

その兵庫支部の方が、再任回数も一番多いということか。了解した。

これは意見であり、今後、お願いしたいことなのだが、保険の仕組みは

変わらないにしても、やはり後期高齢者の方にお問い合わせするのはどうなのかということがあるので、その辺りは少し考えていただきたいと思う。

次に、医療顧問に関してだが、採用基準というものはあるのか。

(事務局)

医療顧問の採用については要綱で定めていて、具体的には学識経験者である審査委員とすることになっている。年齢制限等は求めていないが、審査委員であることが前提なので、現状のところ、70歳以上の方は採用しないという形になっている。

(診療担当者代表理事)

70歳以上の方は採用しないのか。

(事務局)

原則、そういう形にしているが、実態としては70歳以上の医療顧問の方もいる。

(診療担当者代表理事)

先ほど、医療顧問の人数は47支部135名と言われたが、どこの支部が一番多いのか。そして、何人なのか。

(事務局)

医療顧問については、定数8名の東京支部が最高となっている。

(診療担当者代表理事)

最高齢者は何歳で、どこの支部なのか。

(事務局)

最高齢者は79歳である。どこの支部かはこれから確認したい。

(診療担当者代表理事)

また後で教えていただければ、結構である。

医療顧問は審査委員の経験者の方なので、医療顧問としての再任回数というのはそんなに多くはないと思うのだが、最高で何回位なのか。

それと、医療顧問の平均年齢と再任回数の平均についても、できれば教えていただきたい。

(事務局)

平均年齢は69歳である。残りの質問については、これから確認したい。

(理事長)

確認して、後ほど事実関係を報告する。

(事務局)

先ほど医療顧問の定数について、東京支部の8名が最高という説明があったが、8名支部は東京と大阪の2支部になるので訂正をさせていただく。

(参与)

薬剤師の調剤の方であるが、数年前に調剤の審査委員を47都道府県全てに三者構成で入れていただいたということで、現在、141名が配置されている。その一方で、先ほど医療顧問が東京と大阪が8名というお話があったが、調剤の方は鳥取や島根などの規模の小さな県でも、東京や大阪などの大都市でも審査委員は3名である。規模が10倍違っていても、審査委員は3名ずつということから、実際に大都市圏で審査している審査委員には、とても大きな負担がかかっている。

以前からこの問題は把握していたが、この大改革の時に、薬剤の審査委員だけ人数を動かすという要望は控えていたが、この度の改革を踏まえながら改善をお願いしたいと思っている。島根と東京が同じ人数というのは、あまりにも規模感が違うと思うので、今後検討していただきたい。

(理事長)

ご要望は承った。

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(4)「平成30年度診療報酬等確定状況（平成30年4月診療分～平成31年3月診療分）」及び報告事項(5)「平成30年度の審査状況（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年度診療報酬等確定状況（平成30年4月診療分～平成31年3月診療分）及び平成30年度の審査状況（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）を説明。

(理事長)

それでは、ただいまの平成30年度の診療報酬等の確定状況及び審査状況について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(6)「平成30年度特別審査委員会の取扱状況（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年度特別審査委員会の取扱状況（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、次に定例報告であるが、既にかなり時間が経過しており、この後、ご予定のある理事の方々もいらっしゃると思うので、説明を省略させていただくこととする。お配りしている資料については、後ほどご高覧いただければと思う。

その他であるが、6月期末手当及び勤勉手当については、国家公務員及び他の公的機関の改定状況を勘案して、スライド120ページのとおりとしたので、後ほどご高覧いただければと思う。

それでは、全体を通して、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

最後に、退任される理事及び監事から一言挨拶をいただきたいと思う。

(退任理事及び退任監事挨拶)

それでは、本日の理事会はこれをもって閉会する。次回の理事会は、7月29日（月）午後3時から、この場所で開催する。

令和元年6月24日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 吉 郎